

令和6年定例会
予算決算常任委員会
医療保健子ども福祉病院分科会

説 明 資 料

《議案補充説明》

- 1 【議案第91号】
令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）について 1
- 2 【議案第98号】
三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案について 2

令和6年6月19日
医 療 保 健 部

1 令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）について

議案第91号「令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）」に係る医療保健部関係分は、一般会計で215万2千円の増額となっています。

その内訳および項目については、以下のとおりです。

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	補正後の予算額
第3款 民生費	79,534,554	2,152	79,536,706
第4款 衛生費	23,349,684	—	23,349,684
一 般 会 計	102,884,238	2,152	102,886,390

議案第91号 令和6年度三重県一般会計補正予算（第1号）

（項目一覧）

（単位：千円）

項 目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	説 明
《民生費》 （増額補正） 災害医療対策費 災害医療体制強化推進事業費	36,149	2,152	38,301	今後、起こりうる大規模災害に備え、SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）開設のための衛星通信設備として、人工衛星を利用したインターネットサービスの接続機器を配備するための経費
民 生 費 計	79,534,554	2,152	79,536,706	
衛 生 費 計	23,349,684	0	23,349,684	
合 計	102,884,238	2,152	102,886,390	

2 三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正等に伴い、国民健康保険事業費納付金の算定に係る規定を整備するものです。

2 改正内容

退職者医療制度の廃止に伴い、退職被保険者等所属都道府県の国民健康保険事業費納付金の特例に係る規定を削るものです。

また、第 1 期三重県国民健康保険運営方針で定めたとおり、令和 5 年度国民健康保険事業費納付金算定において、市町国保広域化等連携会議で確認のうえ、医療費指数反映係数を零としたことをふまえ、現行は「零から一までの範囲内において知事が定める数」としている医療費指数反映係数を実態にあわせて零と定めるほか、それに伴い、不要となる規定を削るものです。

3 施行期日

公布の日から施行

三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和六年六月三日

三重県知事 一見勝之

三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例

三重県国民健康保険条例（平成二十九年三重県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（医療費指数反映係数） 第七条 医療費指数反映係数は、零とする。</p>	<p>（医療費指数反映係数） 第七条 医療費指数反映係数は、零から一までの範囲内において知事が定める数とする。</p>
<p>第八条 削除</p>	<p>2 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。</p> <p>（年齢調整後医療費指数） 第八条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号に掲げる値とする。</p> <p>2 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号の規定により条例で定める区域内市町村群において共同して負担する部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用医療費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に要する療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（施行令第二十九条の二第一</p>

<p>第九号 一般納付金所得係数は、県に係る第九号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>一 算定政令第九号第五項第一号に掲げる額</p> <p>二 算定政令第九号第五項第二号に掲げる額</p> <p>(一般納付金所得等割合)</p> <p>第十号 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第九号第六項第一号に掲げる数とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得係数)</p> <p>第十三条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>一 算定政令第十号第三項第一号に掲げる額</p> <p>二 算定政令第十号第三項第二号に掲げる額</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)</p> <p>第十四条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第十号第四項第一号に掲げる数とする。</p>	<p>項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。)につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われた時は、その給付額を控除した額)が八十万円を超えるものの八十万円を超える部分とする。</p> <p>(一般納付金所得係数)</p> <p>第九号 一般納付金所得係数は、県に係る第九号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>一 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九号第五項第一号に掲げる額</p> <p>二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十号第三項第一号に掲げる額</p> <p>(一般納付金所得等割合)</p> <p>第十号 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九号第六項第一号に掲げる数とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得係数)</p> <p>第十三条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。</p> <p>一 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十号第三項第一号に掲げる額</p> <p>二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十号第三項第二号に掲げる額</p> <p>(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)</p> <p>第十四条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十号第四項第一号に掲げる数とする。</p>
--	---

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正等に鑑み、国民健康保険事業費納付金の算定に係る規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。